

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

平成30年1月12日

金曜日

第4301号

## 目次

### 告示

- |                   |   |
|-------------------|---|
| ○富山県収入証紙売りさばき所の指定 | 1 |
| ○道路の区域変更          |   |
| ○道路の供用開始          | 2 |

### 公告

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| ○河川法第75条の規定による工作物の保管等 |  |
|-----------------------|--|

## 告示

### 富山県告示第3号

富山県収入証紙売りさばき所の指定について

富山県収入証紙条例（昭和39年富山県条例第62号）第4条第2項の規定により次のとおり富山県収入証紙売りさばき所を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年1月12日

富山県知事 石井 隆一

- 売りさばき所 魚津市本江1000番地  
(魚津警察署内1F)

### 富山県告示第4号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月12日から

1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
国道 359号	砺波市正権寺字庄山谷41番 8地先から 砺波市正権寺字庄山谷41番 8地先まで	変更前		最大 20.2 最小 16.6	39.4	砺波土木 センター
		変更後		最大 30.5 最小 17.6	39.4	

富山県告示第5号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月12日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
国道 359号	砺波市正権寺字庄山谷41番8地先から 砺波市正権寺字庄山谷41番8地先まで	平成30年1月12日	砺波土木 センター

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

河川法第75条の規定による工作物の保管等

河川法（昭和39年法律第 167号）第75条第3項及び第4項の規定により工作物を

除却し、保管したので、同条第5項の規定による公示の要旨を次のとおり公告する。

なお、関係図書は富山県新川土木センター入善土木事務所において閲覧することができる。

平成30年1月12日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 除却および保管をした工作物

整理番号	保管した工作物			放置されていた場所	除却した日時
	名称又は種類	形状又は特徴	数量		
1	栈橋	単管、足場板、タイヤ、梯子等	一式	黒部市石田地先	平成29年12月8日 午前11時21分
2	栈橋	単管、足場板、タイヤ、梯子等	一式	黒部市石田地先	平成29年12月8日 午前11時21分
3	栈橋	単管、足場板、タイヤ等	一式	黒部市石田地先	平成29年12月8日 午前11時21分

#### 2 保管の場所

富山県新川土木センター入善土木事務所資材置場（一般県道石田前沢線 堀切跨線橋下（黒部市堀切地内））

#### 3 保管を始めた日及び河川法第75条第5項の規定による公示を河川管理者の事務所に掲示した日

平成29年12月8日（金）

#### 4 保管した工作物の返還

当該工作物の所有者、占有者、その他当該工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、返還の手続について富山県新川土木センター入善土木事務所業務課（電話0765-72-1133）に問い合わせること。

#### 5 補記

##### (1) 費用負担

当該工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、河川法第75条第9項の規定により所有者等の負担となる。

##### (2) 工作物の帰属

平成30年6月7日（木）を経過してもなお当該工作物を所有者等に返還する

ことができないときは、その所有権は河川法第75条第10項の規定により富山県に  
帰属する。